循環型地域社会の形成に関する条例及び岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第95号

循環型地域社会の形成に関する条例及び岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (循環型地域社会の形成に関する条例の一部改正)

第1条 循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(許可の取消し等の基準)	(許可の取消し等の基準)
第19条 [略]	第19条 [略]
2・3 [略]	2 • 3 [略]

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又 4 次の各号のいずれかに該当する者は、知事が廃棄物処理法に基づく許可又 はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第7条第5項第4号トに該 当する者とする。
- (1)・(2) 「略]
- (3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令(昭和46年政令第300号)第4条の6各号に掲げる法令(以下「廃 棄物処理法等」と総称する。)の規定、廃棄物処理法等、この条例若しく は盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。)の規定 に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条 、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ 関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮 捕若しくは勾留されている者

 $(4)\sim(8)$  「略]

- はその取消しを行うに当たっては、廃棄物処理法第7条第5項第4号トに該 当する者とする。
  - (1)・(2) 「略]
  - (3) 廃棄物処理法、浄化槽法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令(昭和46年政令第300号)第4条の6各号に掲げる法令(以下「廃 棄物処理法等」と総称する。)の規定、廃棄物処理法等、この条例若しく は盛岡市条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項を除く。)の規定 に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条 、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ 関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮 捕若しくは勾留されている者

 $(4)\sim(8)$  「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県暴力団排除条例の一部改正)

第2条 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(県民等の責務)	(県民等の責務)	
第5条 [略]	第 5 条 [略]	
2 [略]	2 [略]	
3 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、暴力団員等から不当な要	3 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、暴力団員等から不当な要	
求を受けた場合は、県又は法 <u>第32条の2第1項</u> の規定に基づく岩手県暴力追	求を受けた場合は、県又は法 <u>第32条の3第1項</u> の規定に基づく岩手県暴力追	
放運動推進センター(次項において「県等」という。)に対し相談する等そ	放運動推進センター (次項において「県等」という。) に対し相談する等そ	
の排除に努めなければならない。	の排除に努めなければならない。	
4 [略]	4 [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第53号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。